

第 1 4 回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (8 月 9 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第 7 9 号 専決処分した事件の承認についての上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第 8 0 号 専決処分した事件の承認についての上程、説明、質疑、討論、採決	8
報告第 8 1 号 鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑、討論、採決	9
報告第 8 2 号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第 305号 平成 2 3 年度鏡石町一般会計補正予算 (第 4 号) についての上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第 306号 平成 2 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) についての上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 307号 平成 2 3 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) についての上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第 308号 平成 2 3 年度鏡石町上水道事業会計補正予算 (第 2 号) についての上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉議の宣告	20
○町長あいさつ	20
○閉会の宣告	21
○署名議員	22

鏡石町告示第30号

第14回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年 8月 3日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 平成23年 8月 9日 午後3時

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について（2件）
- (2) 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- (3) 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- (4) 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- (5) 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成23年第14回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成23年8月9日(火)午後3時16分 開会

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 報告第79号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 4 | 報告第80号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 5 | 報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 6 | 報告第82号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 7 | 議案第305号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 | 8 | 議案第306号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 | 9 | 議案第307号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 | 10 | 議案第308号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号) |

本日の会議に付した事件
議事日程第(1号)に同じ

出席議員（13名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	今泉保行君
税務町民課長	関根学君	健康福祉課長	面川廣見君
産業課長	高原芳昭君	都市建設課長	小貫忠男君
上下水道課長	圓谷信行君	教育課長	木賊正男君
農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君	会計管理者 兼出納室長	八巻司君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午後 3 時 1 6 分

開会の宣告

議長（今泉文克君） みなさんこんにちは。
ただいまから、第 1 4 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
なお、ただいまはク・ルビズでございますので、上着の脱衣を許します。

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 本日は、第 1 4 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しいなかご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、臨時会にご提案申しあげますのは、専決処分では町税条例の一部改正、そして事務処理の不備から訂正、変更させていただく平成 2 2 年度の繰越明許費の補正及び繰越計算書の変更の報告であります。

今回の事務処理の不備につきましては、改めてお詫び申しあげる次第であります。

また、補正予算として東日本大震災災害復旧関連事業、放射線軽減化関連事業などの一般会計補正予算並びに上水道、公共下水道、農業集落排水事業特別会計、4 会計の補正予算であります。

よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申しあげましてご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は 1 4 人です。
定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。
本日の臨時会の運営議事日程は、お手元に配付のとおりです。よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第 1 1 3 条の規定によって、5 番 大河原正雄君、6 番 柳沼俊行君、7 番 仲沼義春君の 3 名を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

報告第79号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、報告第79号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（吉田賢司君）〔報告第79号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長 関根 学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

税務町民課長（関根 学君） みなさんこんにちは。

ただいま上程されました報告第79号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

専決第63号の鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により次ぎのとおり専決したものでございます。

このたびの改正につきましては、民間の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して経済の景気を図るための地方税法等の一部を改正する法律の6月30日施行、並びに東北地方太平洋沖地震による被災者に対して、個人町民税を減免するなどの条文を明確化するために見直しをするものでございます。

詳細につきましては、2ペ - ジから説明を申し上げます。

2ペ - ジをお開き願います。鏡石町税条例の一部を改正する条例 第1条 鏡石町税条例（昭和29年鏡石町条例第3号）の一部を改正するものでございます。

第26条第1項につきましては、町民税の納税管理人に係る申告に関する過料を「3万円」を「10万円」に改めるものでございます。第34条の7につきましては、地方税法第314条の7、所得割の納税義務者の寄附金税額控除をしたためたものでございまして、寄附金については町民税から税額を控除すると規定したものでございます。

次に3ペ - ジになります。3ペ - ジの第36条の2第1項、第36条の3第2項、第36条の4第1項につきましては、地方税法の改正による文言の整理及び町民税の申告の寄附金税額控除並びに町民税に係る申告に係る過料を「3万円」を「10万円」に改めるものでございます。

続きまして、第51条第1項につきましては、災害による被害者に対する個人の町民税及び県民税の減免を定めたものでございます。

続きまして、第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正につきましては、退職所得申告書の提出、固定資産税の納税管理人に係る申告に係る過料を「3万円」を「10万円」に改めるものでございます。

次に4ペ - ジをお開き願います。4ペ - ジの第100条の2、第105条の2、第107条第1項、第133条第1項、第139条の2の条文の改正については、地方税法の改正による条文の追加及びたばこ税、鉱産税、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく、申告書を期限まで提出しなかった場合においては、その者に対して過料、及び納入通知書に指定すべき納期限を定めたものでございまして、

10万円以下の過料及び納期限については、納付書を発付の日から10日以内と定めたものでございます。

続きまして、附則第7条の4の改正につきましては、寄附金の税額控除における特例控除額の特例を定めたものでございます。

続きまして5ページになります。附則第8条第1項の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めたものでございまして、その適用期限を平成27年度まで延長するものでございます。

続きまして5ページから7ページまでの附則第10条の2から附則第20条の4の改正につきましては、地方税法の改正による条文の整理と文言の改正によるものでございます。

続きまして7ページの附則の次に次の別表を加えるものでございます。

別表といたしましては、寄附金の区分として、第34条の7第1項第1号トに掲げる寄附金、社会福祉法人に対する寄附金でございますけれどもその対象寄附金を社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会及び社会福祉法人岩瀬福祉会に対する寄附金を加えるものでございます。

続きまして、鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますけれども第2条になります。

鏡石町税条例の一部を改正する条例（平成20年鏡石町条例第19号）の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、附則第2条第6項の改正でございますが、これらについては特定非営利活動法人に関する条文の整理と条文中の「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改めるものでございます。

次に第3条鏡石町税条例の一部を改正する条例（平成22年鏡石町条例第5号）の一部を次のように改正するものでございます。内容につきましては、附則第1条第4項、附則第2条第6項中の改正につきましては、附則第19条の3非課税控除内の上場株式等の条文に係る町民税の所得計算の特例並びに町民に対する経過措置の規定の異動期日を「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に、「平成25年度」を「平成27年度」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日を平成23年7月1日からと定め、新条例の施行月日並びに町民税に関する経過措置及び固定資産税に関する経過措置、鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する経過措置、罰則に関する経過措置を定めたものでございます。

以上説明申しあげました。

ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

報告第79号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第79号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第80号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第4 報告第80号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔報告第80号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長 小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第80号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、3月定例議会で議決をいただきました議決額に誤りがありましたので、不足額を増額いたしまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

専決第64号 専決処分書。平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日で専決処分したものであります。

11ペ - ジにまいります。

専決第64号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）であります。このたびの補正は、不足額となりました繰越明許費の補正をしたものでありまして、第1条 既定の繰越明許費の変更は「第1表 繰越明許費補正」によるということで、第1表 繰越明許費補正、1 変更、1 款 事業費、1 項 事業費、変更前事業名が土地区画整理事業で金額24,973,000円、変更後事業名 土地区画整理事業で金額は9,098,000円を額増して、34,071,000円とするものでございます。

以上 ご説明を申しあげました。

よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより報告第80号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

報告第81号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5 報告第81号の鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔報告第81号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長 小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの繰越明許費繰越計算書は、6月定例議会で報告をさせていただきました内容から先ほど専決処分でご説明をいたしました補正予算（第5号）による補正増額分を含めた変更繰越計算書として、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 1変更前、1款 事業費、1項 事業費、事業名が鏡石駅東第1土地区画整理事業、金額が24,973,000円、翌年度繰越額20,300,000円、左の財源内訳 未収入特定財源19,760,000円、一般財源が540,000円。変更後は、先ほどの専決処分の9,098,000円を増額した計算書となります。

1款 事業費、1項 事業費、事業名 鏡石駅東第1土地区画整理事業、金額34,071,000円、翌年度繰越額 29,398,000円、左の財源内訳 未収入特定財源 28,569,000円、一般財源 829,000円となるも

のでございます。

以上 ご説明を申しあげました。

ご審議いただき、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより 報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

報告第82号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6 報告第82号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔報告第82号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました報告第82号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの報告は、6月議会において報告した鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書における財源内訳に誤りがあったため訂正させていただくようになります。

内容につきましては、下段の表の内容によりご説明申し上げます。

変更前ではありますが、3款 民生費、1項 社会福祉費、公用車（福祉車両）購入事業でありまして、左の財源内訳の未収入特定財源と一般財源につきまして次ページの3,043,000円と243,000円に訂正させていただくものであります。

2つ目が8款 土木費、2項 道路橋りょう費、道路維持事業費でございます。

その左の財源内訳の未収入特定財源と一般財源につきまして次ページのとおりでありますけれども13,143,000円と1,857,000円に訂正をさせ

ていただくものであります。

次に8款 土木費、2項 道路橋りょう費、町道新設改良事業であります。内容につきましては、既収入特定財源に記載しておりました5,227,000円につきまして次ページのように未収入特定財源のほうに訂正をさせていただいて、9,427,000円とさせていただくものであります。

以上 内容についてご説明をさせていただきました。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） 暫時休議します。

休議 午後3時42分

開議 午後3時42分

議長（今泉文克君） 休議前引き続き会議を開きます。

総務課長（今泉保行君） ただいまの説明の中で、説明不足がありました。変更前につきまして、合計の欄につきましては6月の補正の議案書の中でも合計の欄が記載されておりませんでした。その結果、今回変更後において合計欄を追加させていただきました。今回のような内容とさせていただきます。

変更後に合計欄を追加させていただきましたということでご理解をお願いいたします。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより報告第82号 鏡石町一般会計 繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第305号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第7 議案第305号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔議案第305号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 助川浩一君。

〔副町課長 助川浩一君 登壇〕

副町課長（助川浩一君） ただいま上程されました議案第305号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、東北地方太平洋沖地震における公共土木施設等にかかる災害復旧工事、損壊家屋等の解体撤去事業、農業施設にかかる小規模災害復旧事業、さらには放射線対策にかかる線量計の緊急整備及び小学校、中学校等学校関係施設の表土除去にかかる経費が主なものとなりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,454,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,582,402千円とするものでございます。

第2条 地方債の補正につきましては、20ページにの第2表の1といたしまして地方公営企業施設災害復旧事業費ほか1事業を追加し、2の変更といたしまして災害廃棄物処理費ほか1事業にかかる限度額を記載のとおり増額するものでございます。

詳細につきましては、21ページの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出予算事項別明細書」により説明する。〕

副町課長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 根本重郎君

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 1番の根本であります。

1点だけ質問させていただきます。37ページにある都市公園等施設災害復旧工事で前に全協で説明のなかでは、鳥見山公園、すいすいを含むと説明があったんですけども前山公園と鳥見山公園、あるいはすいすいの内訳をお願いします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長 小貫忠男君

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公園関係の災害箇所は3カ所で、駅前と前山と鳥見山公園です。内訳といたしましては、前山公園につきましては6,400万、駅前関係につきましては8,580万、その残額がすいすいになります。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 29ページの衛生費の説明欄の線量計13,965千円と数字があがっております。緊急整備支援事業の中で学校の生徒、妊婦等についての内容であるというのですが、これらの仕組みというんですか、リ-スまたは買い上げな

のか、何回分なのか。

他の町村等を聞きますとこの個人用線量計については買い上げてる。そして3回くらいは測るようでございますので、そこら辺のしくみも含めて伺っておきます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長 面川廣見君

〔健康福祉課長 面川廣見君 登壇〕

健康福祉課長（面川廣見君） 6番議員の質問に答弁させていただきます。

線量計と緊急整備支援事業にかかる、線量計23,965千円の内容等についてのお尋ねでございます。内容につきましては、副町長のほうからご説明いたしましたように高校生以下の子どもさんに対するバッチ式の線量計2,470個、更に妊婦あるいは途中の転入者等にかかります電子式の線量計200個を予定してございます。

実際の線量推計の方法でございますが、現在のところ未確定状況にはありますがバッチ式の線量計につきましては、概ね10月頃には業者等の手配もできるということでありますので、それらを年内中に一度結果を出したいということでありまして、委託制度によりまして2ヶ月もしくは3ヶ月といったかたちでの一回分を予算としてございます。

更に電子式の妊婦での線量計につきましては、買い上げによりまして、目に見えるかたちでの放射能の数値を把握したいということで200個を予算化いたしまして、それらに対応していきたいと考えてございます。

以上であります。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） いま伺った中で電子式のもの200個借り上げではなく買い上げかと解釈しています。

買い上げてこれをどう処理するのか。個人に与えるのか町で備品として持っていて、また新たに貸すのか。どういう方法をとるのか伺っておきます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長 面川廣見君

〔健康福祉課長 面川廣見君 登壇〕

健康福祉課長（面川廣見君） 6番議員の再質問につきまして、ご答弁させていただきます。

電子式の線量計につきましては、買い上げを予定してございます。子どもさん達の状況とは違いますので、大人の方は目に見えるかたちでの対応でございますので、その都度、期間は確定してございませんがある程度の期間をおきながら貸与制度で個人毎の数値を把握していきたいと考えてございます。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

3番 渡辺定己君

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 3番 渡辺でございます。

教育関係についてお伺いしたいと思います。

小中学校の校庭の表土の件でございます。いま郡山ではじまった校庭の表土除去について、表土を除去して線量が半分に下がる効果があるという話がありましたけれども問題は、その保管場所なんです。

今、その保管によって逆に線量が上がっているとうことでございます。

保管の方法、管理を間違うと大変なことになります。安全のために集めたのが逆におかしなことになってしまいます。

今申しあげたように今後の対応の仕方をどのようにするのか。予算をみてやるのは結構でございますが、その後の管理をどのようにするのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育課長 木賊正男君

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

教育課長（木賊正男君） 3番議員のご質問にご答弁を申しあげます。

幼稚園、小学校、中学校の校庭の表土除去についての中で、除去した土、汚染土の保管場所についてのご質問かと思いますが、こちらにつきましては、放射能軽減対策の中でもひとつの大きな問題になっておりまして、先進例の中でもいわゆる宅内機、宅内の中で一時保管をするというふうな状況になったならば、今の状況の中では、その後の対策については他の事例についても全くございませんで、本町におきましても除去した表土については、校庭内に一時保管するしかないのではないかと考えておりまして、町の対策本部を經由しまして県・国のほうに安全な保管場所についての要望をしているところでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

3番 渡辺定己君

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） ただいま答弁をいただいたところでございますが、風評被害と言って、この地区でこの学校でやったから、これはもう下がったから良いということですが、我が町はどうやって、こうなったのかと、どこの親御さんも同じ思いだと思います。

今、課長から答弁あったように、集めたものをその上にシートで被えばそれだ良いわけじゃないんです。当然のこと地下汚染につながります。

我が町においては、地下水を飲料水にしているわけで、それも心配です。

セシウムは、金属です。プラスでございますので、土壌はマイナスでくっつきますから、そのため30年間と言う長い期間が要するわけでございます。

そのようなことから、ただ単に表土を剥離して除染したと思っていると大変なことになります。そのへんをきっちり関係機関に相談しながら本当の安全な保管方法を見つけて、予算を執ってやるんですから、そのへんをきっちり調べてやっていただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育課長 木賊正男君

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

教育課長（木賊正男君） 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

いわゆる風評被害、保護者の子ども達に対する安全への不安ということでございまして、安全だとは言っても放射線量がある程度あるというようなことでは、不安が拭えない状況でありまして、そちらをまず、校庭の表土を除去することで不安を解消したいという考え方がひとつの大きな目的でございます。

そちらの中では、県においても放射線の対策のなかで、表土の一時保管という方法がでておりまして、ただいま質問にありましたとおり、表土剥離したものを地中に埋めるわけではありますが、そちらを埋める際にあたっては、雨水が浸透しないようなかたちで、シートでくるむという考え方でございまして、雨水等の入らないような対応をしていくということになってございます。

そちらについては、県の対策本部のなかでも事例がでておりますので、その例に従っての処分をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午後4時12分

開議 午後4時12分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長 小貫忠男君

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

都市建設課長（小貫忠男君） 先ほどの1番議員のほうから質問がございまして、都市公園関係の災害復旧の内訳を申しあげましたが、桁がひとつ間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しあげました前山公園関係で640万のところ6,400万と申しあげたかもしれません。それについては誤りで、640万が正しく、訂正をお願いいたします。

そうしますと、前山公園関係が640万円、鳥見山公園のほうが1,270万円、残ります6,590万円がプ-ル関係となりますので、訂正していただくようお願いいたします。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第305号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

起立全員であります。

議長（今泉文克君） したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第306号、307号、308号 上程、説明、質疑、討論、採決
議長（今泉文克君） 日程第8 議案第306号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第10 議案第308号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）についての3件を一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 圓谷信行君

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第306号から議案第308号の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、3議案とも東北地方太平洋沖地震に関わる本復旧工事の整備による補正でございます。

はじめに40ペ - ジの議案第306号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,055,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,480,844千円とするものでございます。

また、第2条 地方債の補正につきましては、44ペ - ジになりますが、地方公営企業施設災害復旧事業費151,800千円の限度額を追加するものであります。

詳細につきましては、45ペ - ジの歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出予算事項別明細書」により説明する。〕

続きまして、53ペ - ジになります。

議案第307号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,653千円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、56ペ - ジをお願いいたします。

地方公営企業施設災害復旧事業費6,000千円を限度額を追加するものでございまして、第2表によるものでございます。

詳細につきましては、60ペ - ジの歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出予算事項別明細書」により説明する。〕

続きまして、64ペ - ジになります。

上下水道課長（圓谷信行君）

議案第308号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条 収益的収入及び支出の既定の総額に歳入歳出それぞれ29,065千円を追加しまして、収入、支出の総額をそれぞれ274,575千円とするものでございます。

また、第3条につきましては、資本的収入及び支出につきまして過年度分損益勘定留保資金から56,947千円を61,566千円に改めまして、第1款 資本的支出の予算に165,350千円を増額し、総額を404,797千円とするものでございます。

次に第4条になりますが、企業債につきましては災害復旧事業費として、47,100千円の限度額を追加するものでございます。

さらに第5条他会計からの補助金としまして、一般会計から本会計で補助を受ける金額を17,272千円と定めるものでございます。

詳細につきましては、68ペ - ジの上水道事業会計収入及び支出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出予算事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（圓谷信行君）

以上、一括上程されました3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番 円谷 寛君

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷 寛でございますが、議案書の51ペ - ジです。歳出の2款 事業費、1項 事業費、2目 災害復旧費ですが、説明欄の最後の物件補償費79,181千円はどのような補償なのか説明願います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

上下水道課長 圓谷信行君

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） 13番議員の質問にご答弁申し上げます。

ただいまの物件補償費関係の内容につきまして、ご説明申し上げます。

公共下水道事業の汚水工事に関わる分ということで、水通課の後ろになりますが49,181千円でございます。これに伴う設計関係の補償分として3,000千円、合わせまして79,181千円となります。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） ただいまの物件補償費、円谷議員の質問と関連するわけですが、下水道は物件補償で、受けは負担金ですね。だからどういうことなのかな。負担金は補償費ではないですね、どちらかが負担金なのか、どちらかが補償費で、受ける方も物件の補償の原因になるのか。

また、上水道に関わらないもので、片方をご存じのように物件補償費、水道事業のほうには一般会計からの負担金というやり方ですが説明願います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

上下水道課長 圓谷信行君

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） 6番議員の質問にご答弁申し上げます。

水道会計は企業会計でございます、まずは一般会計のほうからいきますと公共下水道からの補償になりますので、一般会計のほうからは補償分というかたちで出すこととなります。

企業会計のほうは、それを受けまして工事等含めて物件補償と言うことでございます。

もう一回お願いします。大変わかりにくかったことと思いましたが、企業会計の制度上、会計のシステムがそのようになってございまして、負担金という扱いでいただくとなっております。会計の制度上そのようなことになってございまして、ご理解をお願いいたします。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

6番 柳沼俊行君

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） そうすると企業会計に入ってくるのは、決めごとでそういうかたちで水道事業は受けると。それならば出すほうで負担金じゃないですか。

ようするに公共下水道は物件補償じゃなく負担金で出すということでもいいんじゃないですか。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午後4時31分

開議 午後4時33分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長 圓谷信行君

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） 再度ご答弁申を申し上げます。

公共下水道のほうから出すのは、一般会計から補償するというかたちになります。一般会計の補償するというかたちで、補償契約を結びます。制度上契約となるので補償費となります。もうひとつの上水道につきましては、上水道のほうから出すのは負担金で出すという会計上の仕分けになっております。

ご理解をお願いいたします。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

1 番 根本重郎君

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

1 番（根本重郎君） 1 番の根本であります。

同じ項目の中で何回も制度上と言っているんですが、なかなか解らない。

例えば5 1 ペ - ジの補償費、補償というのは意味が違うような気がする。柳沼議員が話したように負担金に直したらどうかと思うんですが、補償というのは例えば道路を造るから家を壊す補償するとか、あるいは立木に対する補償とかに使うと思うが、これだと、下水道のほうが悪くて上水道のほうに金をやると、普通だとそのように理解すると思う。

言われればたしかに同じ金額が負担金となっているが、そうではなくて、補償という意味が違うと思うんです。一般の補償補填となっているものと地震で下水のほうの側が原因で上水側のほうの何かを壊したというふうにとられる可能性があるので、もう少し細かく説明してもらいたいと思うんですけども、制度上といわれればそうかもしれないんですけども、賠償とか補償とは意味が違うと思うんですけども、原因があって賠償を補償するわけだから、もう一回説明をお願いします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

上下水道課長 圓谷信行君

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） 水道会計事業につきましては、一般会計補助金と企業会計の合計となっております。受ける側があくまでも負担金として受ける、出す側については契約上は補償契約をしないといけないので、公共下水道事業会計のほうは補償の対象となる。

受ける側については、契約を交わすのですが入る側は受けて、出す方は補償費としております。質疑のやりとりが悪く申し訳ありませんが、そのようになってございますのでご理解をお願いいたします。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案3 件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

はじめに議案第3 0 6 号 平成2 3 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1 号）の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第306号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第307号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第307号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第308号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第308号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして慎重なご審議をいただき、原案のとおり議決または承認を賜り、誠にありがとうございました。

篤く御礼を申し上げます。

本、補正予算の執行につきましては、補正の主旨に基づき、すみやかな執行と有効な寄与に努めますとともに、事務執行の適正化につきましてはチェック体制を徹底するなど再発防止に努めてまいります。

国においては、今後、第3次補正予算が審議されることとなりますけれども、本町においても全庁挙げて、災害の復旧等に取り組んで参りたいと考えております。

議員各位には、今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願いを申しあげ閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告
議長（今泉文克君）

これにて、第14回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後4時43分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
報告第 79号 専決処分した事件の承認について	3
報告第 80号 専決処分した事件の承認について	12
報告第 81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	14
報告第 82号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	15
議案第 305号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	17
議案第 306号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	22
議案第 307号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	26
議案第 308号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)	30

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第79号	専決処分した事件の承認について	23. 8. 9	承認
報告第80号	専決処分した事件の承認について	23. 8. 9	承認
報告第81号	鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	23. 8. 9	承認
報告第82号	鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	23. 8. 9	承認
議案第305号	平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	23. 8. 9	可決
議案第306号	平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	23. 8. 9	可決
議案第307号	平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	23. 8. 9	可決
議案第308号	平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)	23. 8. 9	可決